



廃対第419号
令和7年4月1日

公益社団法人全日本不動産協会 御中

水戸市長 高橋 靖
(廃棄物対策課扱い)

水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の改正について（依頼）

平素から本市の環境対策行政に対し、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本市では、茨城県の条例改正に伴い、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「市条例」という。）の一部を改正し、令和7年4月1日に施行いたしました。

つきましては、下記のとおり制度変更に係る資料を作成いたしましたので、御確認のほどお願いします。

併せて、御多用の折、誠に恐縮ですが、同封した資料を会員等の皆様に、周知いただきますよう、御協力のほどお願いします。

記

1 水戸市条例改正の概要について 資料1

2 県条例の改正と本市の対応方針（イメージ図） 資料2

※ 市条例改正後の規制項目や適用面積の概要を解説した資料です。

※ PDFデータ等が御入用の際は、メールにて送付いたしますので、お手数をおかけしますが、担当者まで御連絡いただきますようお願いいたします。

連絡先	水戸市生活環境部廃棄物対策課 不法投棄対策室指導係
電話	029-350-8035
担当	小玉, 亀丸

水戸市条例改正の概要について

1 改正理由

茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「県条例」という。）の改正に伴い、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例における適用面積等の規定の改正が必要なため、関係規定の整備を行いました。

2 主な改正内容

項目	令和6年度	改正（令和7年4月1日以降）
(1) 条例の適用面積	「災害の防止」及び「生活環境の保全」に係る規制ともに5,000㎡未満	ア 「災害の防止」に係る規制について、上限なしに改めました。
		イ 「生活環境の保全」に係る規制について、3,000㎡以下に改めました。
(2) 許可申請手数料	土砂等による土地の埋立て等を行う区域の面積が、5,000㎡未満のものを規定	土砂等による土地の埋立て等を行う区域の面積が、5,000㎡を超えるものまで拡大して規定しました。

3 施行期日

令和7年4月1日

※ 詳細情報は、水戸市のウェブページをご覧ください。下のQRコードからリンクします。

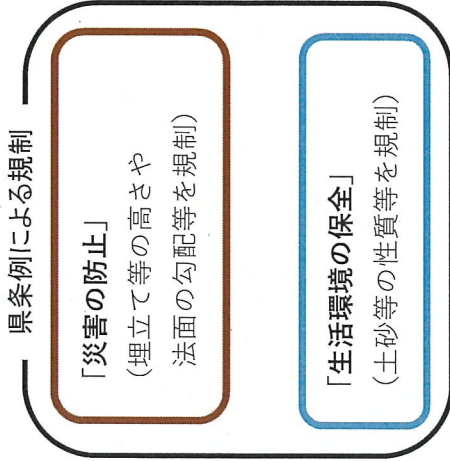
URL : <https://www.city.mito.lg.jp/site/haikibutsu/50942.html>



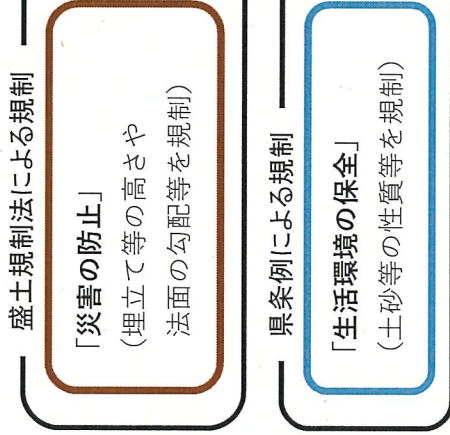
県条例の改正と水戸市の対応方針(イメージ図)

1 県条例の改正について

令和6年度



令和7年度 (R7.4.1～)



「災害の防止」に係る規制は、
盛土規制法に移行します。

県条例による規制

- 「生活環境の保全」
(土砂等の性質等を規制)

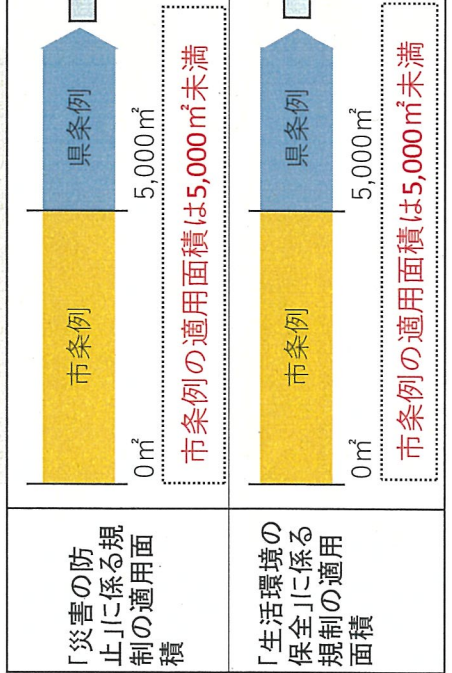
「生活環境の保全」に係る規制は、
その面積を5,000㎡以上から3,000㎡超に引き下げ
て、県条例の適用面積を拡大します。

5,000㎡以上の埋立て等に係る二つの
規制項目を県条例で規制していました。

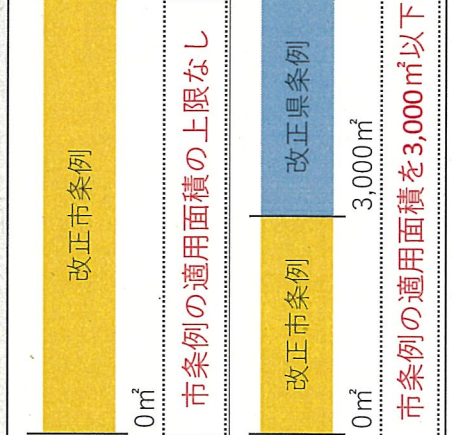
規制項目により、それぞれ盛土規制法と県条例で規制します。

2 水戸市の対応方針について

令和6年度



令和7年度 (R7.4.1～)



【参考】令和8年度 (R8.4.1～) (予定)

